

大土山田楽団が結成 30周年を迎えました

6月5日(日)、甲田町小原地域において大土山田楽が実演されました。

小田小学校全校児童による「子ども田楽」、飾牛による代掻き、唄と楽器に合わせた約60人の団員が大土山田楽を披露し、観客を魅了しました。

昭和62年6月の大花田植実演を機に大土山田楽団が結成され今年で30周年を迎えました。地



域の伝統文化として保存・継承された「大土山田楽」は、昭和44年に旧甲田町、平成16年に市の無形民俗文化財に指定されています。

この度、結成30周年を記念して、「大土山田楽30周年記念誌」が発刊されました。お求めの際には、左記の連絡先にてご注文ください。

大土山田楽団 団長 川森泰彦
☎45・3572



JR三江線に関する「検討会議」の経過報告

政策企画課 ☎42-5612

●「鉄道の存続の可能性」について、経過報告を行いました

JR三江線の問題に関しては、沿線6市町で構成する三江線改良利用促進期成同盟会において、実務者レベルで構成する検討会議を設置し、「鉄道の存続の可能性も含め、持続可能な地域公共交通のあり方」を幅広く検討することとされています。

去る4月21日に開催された期成同盟会総会での報告を受け、5月20日、高宮田圃パラッツォにおいて、経過報告会を開催しました。

出席者からは、「三江線が廃止になれば、三次方面への県道が狭く、安全な交通の確保を求める」といった意見が出されました。

今後は、「新交通プランの可能性」について検討を行った後、「鉄道としての存続の可能性」との比較検討を含め総合的な論点整理を行うこととしています。

引き続き、持続可能な地域公共交通手段の確保に向け、沿線市町と連携を図っていきます。



「困っている人」が「困った人」にならないために 発達障害講演会

安芸高田市障害者自立支援協議会

学校等において、発達障害の疑い、または診断を受けている子どもたちは約10人に1人の割合でいると言われており、一般社会においても同様

の状況にあると考えられています。

発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手、その行動や態度は「自分勝手」とか「困った人」と誤解されることも少なくありません。しかし、当事者から見れば社会全体がわかりにくい状態のため、「困っている」のです。

発達障害は、脳機能の発達に関係する生まれつきの障害で、保護者の育て方や本人の努力不足が原因でおこるものではありません。早い段階からの継続した支援と、周囲の理解で、地域生活が十分可能になります。

この講演会では、幼少期と成人期の2つの場面から発達障害のある方とのかかわり方を考えていきます。あなたの周りに困っている人はいませんか。



子どもから成人(就労)の後も含めて、一つの道筋として、サポートできる地域体制を考える一つの機会だと思います。ぜひご参加ください。

日時	7月31日(日)
時間	13:20~16:20
場所	クリスタルアージュ4F小ホール
講師	広島県発達障害者支援センター長 西村 浩二さん
内容	《第1部》発達障害のある子どもの支援 (13:30~14:50) 《第2部》発達障害のある方の就労について (15:00~16:20)
定員	約100名

※参加は無料ですが、申し込みが必要で、(電話可) 詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
障害者基幹相談支援センター
☎47・1080

第24回参議院議員通常選挙 投票日は7月10日です

選挙管理委員会 ☎42-1136

第24回参議院議員通常選挙が、7月10日に執行されます。

【公示日】 6月22日

【投票日と投票時間】
7月10日 7:00~18:00まで
(一部の投票所は除く)

【期日前投票制度】
投票日当日に仕事や、旅行、冠婚葬祭等の用務がある方は、期日前投票をご利用下さい。

■期日前投票所設置施設
市役所本庁又は各支所

※この期日前投票所でも投票できますが、各施設の期日前投票期間にご注意ください。

■期日前投票期間・時間
・市役所本庁の期日前投票期間 6月23日(木)~7月9日(土)
・各支所の期日前投票期間 7月3日(日)~7月9日(土)

※いずれの期日前投票所も投票時間は8:30~20:00までです。

第24回参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます。

鳥獣被害対策講演会

地域営農課 ☎47-4021

鳥獣被害は集落の取組で解決していくことができます。

新たな気付きが得られる講演を通じて、守れる集落・農地づくりをしてみませんか。

ご夫婦、ご家族、集落みななどお誘い合わせの上、ご来場ください。無料で聴講いただけます。

日時	7月29日(金)
時間	13:00~15:30
場所	クリスタルアージュ4F 小ホール
講師	広島県鳥獣被害対策スペシャリスト 井上雅央先生

空き家関連情報

空き家問題の解決に向けた法律が施行されています

近年急激に進行する少子高齢化や過疎化の進展により、全国的な社会問題となつている「※1空き家等」は、「平成25年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)によると、全国で820万戸の空き家があり毎年増加していると考えられます。

昨年「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成27年5月26日)」が施行され、全国的に地域社会へ深刻な影響を及ぼしている「空き家」問題の解決に向けて、「所有者の責務や自治体

の責務」等、適正な管理や活用を促進していくことが定められました。

市では、この問題を解決するため「空き家対策協議会」を設立し、空き家問題に対する「基本方針」を基に「空き家等対策計画」を定め、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

※1「空き家等」とは「建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていなく、常態であるもの及びその敷地」をいう。

今後、毎月、空き家関連情報を掲載していきます。



お問い合わせ先
住宅政策課
☎47-1202